

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。

暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は、『住民票のある大崎町以外で介護保険サービスを利用する場合』について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…大崎町に母の住所を置いたまま、私の住む鹿屋市で同居しています。介護保険サービスは鹿屋市で利用できますか。
- 対応策…在宅、施設サービスはどこに住んでいても利用できます。大崎町内外の在宅サービス（志布志市、鹿屋市、曾於市など）の事業所も利用できます。

- ・在宅サービス事業所から住んでいる場所が遠方である場合は、訪問や送迎など考慮する必要があります（利用できない場合があります）。
- ・住宅改修サービスの場合は、住民票の住所とは別の場所に居住されていると利用できません（鹿屋市の家は、本人の家ではないため）。
- ・地域密着型サービスの場合は、住民票のある大崎町の事業所でないとサービス利用できません（鹿屋市の地域密着型サービスは原則利用できません）。

地域密着型サービスとは

介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように支援するサービスです。市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

■大崎町の地域密着型サービス事業所

- ★グループホーム：回生園、すまいる、るーぴんのさと
- ★小規模多機能型居宅介護：ふれあいの家みうら
- ★小規模型通所介護：かきの木、なごみ（一日の利用定員は18人以下）
- ★介護付有料老人ホーム：エコルたちお野

※介護保険サービスやその他の福祉サービスをスムーズに受けるためには、居住地と住所地を同一にすることが大切です。

◆まずはご相談ください。

大崎町地域包括支援センター ☎471-7828

保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111

